

平成 26 年度

第 2 回 大槌町都市計画審議会 議事録

日時 平成 26 年 8 月 1 日（金）

午後 10 時 00 分～

場所 大槌町役場仮庁舎 大会議室

会議次第 ----- P. 1

出席者 ----- P. 2

会議録 ----- P. 3

## 第2回 大槌町都市計画審議会

日時 平成26年8月1日（金）  
午前10時00分から  
場所 大槌町役場仮庁舎 大会議室

### 次 第

#### 1、開会

#### 2、町長挨拶

#### 3、付議及び諮問

#### 4、議事

- 議案第1号 町方地区土地区画整理事業の変更について
- 議案第2号 一団地の津波復興拠点市街地形成施設（町方地区）の変更について
- 議案第3号 用途地域（赤浜地区）の変更について
- 議案第4号 町方津波復興拠点地区地区計画の決定について
- 議案第5号 安渡津波復興拠点地区地区計画の決定について
- 議案第6号 大槌町都市計画マスタープラン（案）について

#### 5、その他

#### 6、閉会

## 出席者

### 出席委員

|                |                          |         |
|----------------|--------------------------|---------|
| 会長             | 社団法人岩手県建築士事務所協会釜石支部長     | 岩 間 正 行 |
| 会長職務代理者        | 大槌商工会会長                  | 菊 池 良 一 |
| 委員             | 前大槌町農業委員会会長              | 佐 藤 典 男 |
|                | 東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター長 |         |
|                |                          | 大 竹 二 雄 |
| 大槌町議会議員        |                          | 金 崎 悟 朗 |
| 大槌町議会議員        |                          | 後 藤 高 明 |
| 大槌町議会議員        |                          | 岩 崎 松 生 |
| 大槌町議会議員        |                          | 野 崎 重 太 |
| 岩手県沿岸広域振興局土木部長 |                          | 高 橋 修   |

### 事務局

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 大槌町長              | 碓 川 豊   |
| 大槌町副町長            | 大 水 敏 弘 |
| 復興局長              | 那 須 智   |
| 復興局都市整備課課長        | 青 木 利 博 |
| 復興局都市整備課区画整理班班長   | 穴 野 勇   |
| 復興局都市整備課区画整理班主査   | 水 村 将 晃 |
| 復興局復興推進課課長        | 中 野 智 洋 |
| 復興局復興推進課技術推進役     | 宮 本 幸 司 |
| 復興局復興推進課統括管理班班長   | 柳 田 聡   |
| 復興局復興推進課統括管理班主任技師 | 林 正 生   |
| 復興局復興推進課事業推進班技師   | 菅 原 綾 雄 |
| 復興局復興推進課事業推進班主事   | 松 橋 史 人 |
| 復興局復興推進課事業推進班主事   | 山 本 優 介 |

10：00 開始

■松橋

おはようございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたのでこれより平成 26 年度第 2 回大槌町都市計画審議会を開催いたします。

本日の進行をさせていただきます、大槌町復興局復興推進課の松橋と申します。どうぞ宜しくお願いします。

審議会に先立ちまして出席の皆さま方へお願いがございます。

携帯電話につきましては、電源をオフにするか、マナーモードに設定をお願いいたします。今一度ご確認ください。

また、傍聴の皆さま及び報道機関の皆さま方には、受付時において「傍聴要領」を配布させていただいておりますが、会議の進行に妨げる行為がある場合には退場していただくことがありますので予めお知らせいたします。

本日は、委員定数 9 名全員の出席をいただいておりますので、大槌町都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして大槌町町長碓川豊よりご挨拶申し上げます。

■碓川町長

みなさんおはようございます。第 2 回大槌町都市計画審議会にあたりごあいさつ申し上げます。委員の皆さんにおかれましては、8 月に入り公私共にご多忙のところ、そしてまた、蒸し暑い中、ご出席いただきまして心より感謝申し上げます。

震災から 3 年 4 か月が過ぎ、4 度目のお盆の月となりました。この間、委員の皆様方におかれましては、多方面からご助言、ご指導頂きまして、深く感謝申し上げます。

さて、本日の都市計画審議会でございますが、議事の内容につきましては、議案の 1 から 5 号につきましては付議事項でございまして、第 6 号の大槌町都市計画マスタープランにつきましては、第 2 期の復興計画が 4 月からスタートして、この復興計画につきましては、住民主体のまちづくりのもと、多くの住民参加のもと、多方面からご助言を頂いた内容と整合性を保ちながら、そして住民のパブリックコメント等を踏まえながら、本計画になっておりますが、委員の皆様方からはご助言、ご指示を頂ければと思っております。どうぞ忌憚のないご意見を宜しくお願い致申し上げ、ごあいさつに代えさせていただきます。宜しくお願い致します。

■松橋

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

岩間会長、議事の進行よろしく願いいたします。

■岩間会長

連日暑いところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。今日は、付議 5 件、そして都市マスの諮問が 1 件とかなりボリュームが多くなってますので、スムーズな進行にご協力お願いします。

それでは次第に沿って進めてまいります。次第の 3 「付議及び諮問」にうつります。事務局説明をお願いします。

■松橋

本日の審議会の付議及び諮問案件について、町長から会長に付議書及び諮問書を読み上げて付議、諮問いたします。町長お願いいたします。

■町長

大槌町都市計画審議会会長さま          大槌町長 碓川 豊

土地区画整理事業、津波防災拠点市街地形成施設、用途地域の変更及び地区計画の決定について（付議）

このことについて、都市計画法第 19 条第 1 項（市町村の都市計画の決定）の規定により貴審議会に付議します。

（会長へ付議書を手渡す）

大槌町都市計画審議会会長さま          大槌町長 碓川 豊

都市計画マスタープラン（案）について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を伺いたいので諮問します。

（会長へ諮問書を手渡す）

■岩間会長

承知しました。

■松橋

大変申し訳ございませんが、町長はこのあと別の公務がございますのでここで退席とさせていただきます。

■岩間会長

それでは、次第4「議事」に入ります。

それでは付議案件の議案第1号町方地区土地区画整理事業の変更について、事務局の説明を求めます。お願いします。

■宋野班長

おはようございます。都市整備課の宋野と申します。宜しくお願い致します。

それでは議案第1号について町方地区震災復興土地区画整理事業の変更について、ご説明申し上げます。議案書の方は7ページからになります。パワーポイントを使って説明させていただきます。はじめに今回の都市計画変更の内容について、本件は24年9月都市計画決定しましたが、震災復興で区画整理事業の区域の一部を見直して、これに伴う都市計画の変更となります。

区域見直しに伴う変更後の計画面積は29.6ヘクタールになります。

次にこれまでの経緯でございます。23年12月復興計画の基本計画の策定。24年6月第1回まちづくり懇談会。24年9月都市計画の決定。25年7月からはワークショップ。26年の3月に事業計画の第1回の変更を行っております。

続きまして、本議案の都市計画決定の流れについてご説明致します。今年7月初旬まで都市計画の素案の作成を行っております。7月14日からは都市計画の変更に係る説明会を開催し、出席者は11名でありました。7月15日から29日までの都市計画案の縦覧を都市整備課で行い2名の方が縦覧されました。同時に意見書の受付を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。本日の都市計画審議会をへまして、8月中旬に都市計画決定を予定しております。

今回の設計概要案でございます。青字が変更前の現在の都市計画の内容でございます。赤字が変更後の都市計画の内容、黒字は変更がございません。

今回、城山沿いの地区境界をはじめとし、地区全体の地区境界の現地確認や立会を行った結果。区域の見直しが必要となり、結果として四捨五入の関係もございますが、29.7ヘクタールから29.6ヘクタールに変更となります。

また、今年2月に都市計画道路の変更を行ったことから区画整理事業の設計概要にも表記しておりました道路の幅員及び全長について変更を行います。都市計画道路の小廟安渡線、前は18メートルこれが16メートルに変わります。全長がその関係で若干短くなっております。1,011メートルから1,008メートル。都市計画道路の大槌駅前線は幅員は変わりませんが、全長は1,017メートルから1,014メートルに変わります。

次に、変更理由であります。パワーポイントの内容を概略しますと今回事業計画が確定し、現地立会によって構造物の確認ができ事業区域が確定しましたことから、面積の縮小を行うこととしました。これらにより大槌町都市計画町方地区震災

復興土地区画整理事業の変更について本案のとおり都市計画を変更するものであります。

次に今回の区域変更につきまして、具体的な説明させていただきます。今回の区域変更箇所は2か所となります。区画整理事業の面積が29.7ヘクタールから29.6ヘクタールに変更となります。詳細の図面の変更箇所①について説明させていただきます。①につきましては、現地確認の結果、城山沿いの擁壁と考えていた場所が現地立会の結果、平地であることが判明したため今回、土地区画整理区域に編入するものです。②については、現地確認の結果、城山沿いの擁壁の基礎となる構造物が、区画整理区域内に含まれていることが分かったため区域から除外するものであります。

これらの区域を見直した場合29.7ヘクタールから29.6ヘクタールになります。先程、言いました今回の区域変更につきまして説明します。以前は住宅地図上で城山の法面の部分に土地があったということで、区域を設定しておりましたが、立会等を行った場合にこの土地がこちらにあるということが判明致しましたので、この土地を区域内に入れて区域を拡大したということでもあります。最後に本都市計画事案のスケジュールについてご説明いたします。土地区画整理事業につきましては、昨年度末に第1回事業計画変更を行いました。今回付議しました都市計画変更は、決定されれば引き続き第2回事業計画変更の変更手続きの開始を予定しております。この事業計画を変更することで、今後予定している仮換地指定が可能となる次第です。以上で町方地区震災復興土地区画整理事業の都市計画変更にかかる説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

■岩間会長

はい。ありがとうございました。ただいま事務局から変更内容について説明がございました。何か皆さんからご意見ご質問等ございましたら宜しくお願いいたします。

■後藤委員

じゃあ、よろしいですか。

■岩間会長

はい、後藤委員。

■後藤委員

あの、道路等は出てきた。あの水の問題は全然触れてませんよね。水路の問題。

■岩間会長

あの、申し訳ないんですけど、今は区画の変更についてなんですが。

■後藤委員

いやいや、並行してやるべきだと思うんですよ。それによって道路幅も変わってくるんですよ、水路を確保すれば、道路幅も変わってくるでしょ。

■岩間会長

いや、変わるか変わらないかは分かんないですけども。

■後藤委員

なんかね、この地域の実態を無視したような進め方やってるように見えるんですよ。というのは、私は私なりに勉強しているんですけど、いろいろ言われてんですよ世間で。

人口減だ。はい人口流失だ。高齢化だ。それに合った街づくりをしたらいんじゃないですか。しかもね、山林火災の問題。これは町方に住んできている人たちは何十年となくね苦しめられてきてるわけですよ。その際に、とてもとても水道水だけでは話にならないと、やっぱ活躍するのは道路の両側にある用水路なわけですよ。全然そういう水の問題がね見えてこないもんですから。やっぱ並行してやるべきだと思うんですよ。

■岩間会長

あの大変誠に申し訳なんですけれども、それはあの最後の方の都市マスの方で全体的な事でございますので、都市マスの方で宜しく願いしたいと思います。

この議案第1号は事務局の方からご提案あった通り、区域の変更についての付議案件なものですから、このことについて意見等ございますか。特にございませんか。それでは、議案第1号町方地区の土地区画整理事業の変更について原案のとおり承認することについてご異議ありませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。それでは、続きまして議案第2号の審議にうつりたいと思います。議案第2号一団地の津波防災拠点市街地形成施設町方地区の変更について、事務局説明をお願いします。

■ 宋野班長

では、初めに今回の都市計画変更の内容についてご説明致します。本件は昨年7月に都市計画決定した一団地の津波防災拠点市街地形成施設の区域拡大及び土地利用計画の一部の見直しに伴う計画の変更となります。区域拡大に伴う変更後の計画については約4.4ヘクタールとなります。次にこれまでの経緯でございます。23年の12月大震災津波復興計画基本計画の策定。24年中心市街地復興検討会。同じく6月第1回の地域復興まちづくり懇談会。同じく9月都市計画の決定。25年の7月都市計画の決定ということでここで一団地の津波防災拠点の都市計画決定がされたということです。

次に25年の8月ワークショップ末広町。それと26年の1月産業集積エリアの事業者公募。26年の3月産業集積エリアの用途地域の変更。26年の3月土地区画整理事業の第1回事業計画の変更。ということでこれまでの経緯でございます。

つづきまして、本審議会の都市計画決定の流れについてご説明いたします。今年の6月までに都市計画の素案の策定を行っております。7月1日午後7時から都市計画の変更案に係る説明会を開催いたしました。出席者は4名でございました。なお、この時に同時に行った意見書の提出については、それと縦覧については来られなかったということで意見書はございません。本日の都市計画審議会をへまして8月中の都市計画決定を予定しております。

続きまして変更案の内容についてご説明する前に、一団地の津波防災拠点市街地形成施設についてご説明いたします。一団地の津波防災拠点市街地形成施設とは地域全体の復興の拠点として、商工業の早期再建を支援することにより町のにぎわいや活力を先導的に創出する都市計画事業でございます。今回、町方地区での市街地復興をさらに促進させるため、既決定の産業集積エリアに加えて旧大槌町役場エリア及び御社地エリアを津波復興拠点整備事業区域として新たに都市計画決定するとともに、産業集積エリアの土地利用の話を実施致します。

今回の拡大区域と、現区域です。青色が現区域でピンク色が今回の拡大区域です。

次に今回の設計概要案です。青字が今回の変更前の都市計画の内容でございます、赤字が変更後の都市計画内容です。区域拡大の結果、全体の面積は3ヘクタールから4.4ヘクタールになります。また、特定業務施設は2.1ヘクタールから2.2ヘクタールになります。公益的施設用地は0.1から0.8ヘクタールに拡大となります。なお、今回拡大致します御社地エリア及び旧大槌町役場エリアにつきましては、容積率400パーセントを計画しております。概略して説明させていただきます。次の変更理由でございますが、既に都市計画決定を実施していた産業集積エリアに加えて旧大槌町役場エリア及び町方地区震災復興土地区画整理事業内の御社地エリアについて、津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をし早期の復興を図るものであります。併せて事業者の産業集積エリアの進出要望に応えるため、産業集積エリアの土地利用計画を見直し、公益的施設用

地を特定業務施設用地に変更するものであります。先程の図面がこちらになります。拡大区域が赤色の御社地エリアと緑色の旧大槌町役場エリアです。全体面積等は、全体が4.4ヘクタール、特定業務施設が2.2ヘクタール、公益的施設が0.8ヘクタール、公共施設が1.4ヘクタールとなります。同じような図面で申し訳ございません。それぞれのエリアについて変更内容をご説明させていただきます。

まず、産業エリアです。新町産業集積地として今年1月に公募を行いました。結果として多くの進出希望の事業者がおったため、こうした需要に応えるため駐車場として公益的施設用地を予定していた箇所を特定業務用地に変更いたしました。また、比較的小規模な進出希望が多かったことから、これまで想定していた一番北側のエリアにつきましても区画道路を追加し宅地の細分化を図れるようにしました。エリアでの面積の増減は次のとおりです。全体面積が0.8。これは御社地エリアですね。この部分の御社地エリアが0.8ヘクタール。公益的施設が0.8ヘクタール。容積400建蔽が80パーセントです。こちらにつきましては現在大槌町でメディアコモンズ等の建設を計画しており、公益的施設用地としての整備を予定しております。次に御社地エリア。御社地エリアの将来のイメージはこのとおり、旧役場がここにありましてこの部分を一応中心にふさわしい景観づくり、施設を作って一応あの計画をしております。こちらは役場エリアでございます。役場エリアにおいては全体で0.6ヘクタール。旧役場の保存方法につきましては、今年度検討委員会を発足させておりますが、今回旧役場周辺を含むエリアを拠点として都市計画決定を致します。最後に本都市計画事業のスケジュールについてであります。産業集積エリアにつきましては、現在、造成工事中ですが、早ければ今年度後半より事業者による建築見込みでございます。御社地エリアにつきましては、今年度後半より土地区画整理事業により盛土工事を予定しており、施設の建築工事におきましては来年の後半から着手し、平成29年度の施設完了を予定しております。旧大槌町役場エリアにつきましては、今年度保存方法の検討を行い来年度以降設定された保存方法に基づいていく予定です。以上で一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画変更に係る説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。それでは、皆さんから只今事務局からの説明に対して、何かご意見それからご質問等何かありますか。

■金崎委員

二点ほどあります。まず一点目は産業用地の方ですね。えーここのまた新しい区画道路を追加してというところ。ここにあの申し込む人たちが、例えば今の段階でこのエリアの中に空地がまだいくらか残る予定ですか。

■岩間会長

では事務局の方から。はい。

■青木課長

えーとですね。まだあの公募というか、きちんと公募は正式にはしてませんので、一応要望があるということではいわゆる商工観光課の方からは聞いてますので、一応今後公募して決めていくと聞いてますので、まだこれ今回都計変更して整地のある程度めどが立った段階で公募という形になると思います。

■金崎委員

はい。あともう一点がですね。えーとまあ先程から説明されてたんだけど、旧大槌町役場エリアこれについてそのどのような保存にするか検討委員会でうんぬんかんぬんとありますけども、これについてはまず議会の方で蹴ってしまっているんですよ。不採択になって。それで残したい人達もいるけども、いやいらないうって言う人も当然いるわけですよ。残せうって言う人は大槌町の人間はその中に確かに含まれてますけども、残すなうって言う方が多いんですよ。それで議会でも不採択にした案件でね。町長が一時的にあそこだけちょっと、一時的だよ一時的に残してくださいって言うて。まあ一時的ならいいかってことで、議会でも承諾したことでね、あれは保存するなにもものもないですよ。だからこう言うことでね、旧役場庁舎をさ保存検討委員会とかなんとかってそういう話が出てくるのがおかしい話だから。そこはきっちと行政の方も考えてさ、これを出してくるってことはあり得ない話だから。あの中心になってる人達はさ、まずね副町長それなりに亡くなった方もいるけども、そこの中人だけではないんですよ亡くなってる人たちは。あそこを見たくないうっていう遺族もいるわけですよ。そして実際に議会の方でも、不採択ですよと二回もやられたものをさ、こういう会に出してきて保存検討委員会うんぬんかんぬんって話をするってこと自体おかしいと思うんだけど。それについてどう思いますか。

■大水副町長

はい。今回はその旧庁舎はどうするかはとりあえず置いといて、緑地としてという事で計画してるんですけども、保存については別途、総合政策課が事務局になりますが、どうするかは検討委員会を立ち上げてということで、実際にその保存するとなったらどのくらい費用に係るかっていうのを詰めていったり、それからまあ住民の方々の意見を聞いたり多くの機関の方々の意見を聞いたりということで、まあ検討していきましようということでそれについては今年度、あの予算もありますのでそういった検討を進めていくと言うようなことで考えていこうと思っております。今回の計画については、まあ

保存するっていうのを決めるってことではなくて、このエリアを緑地としてですね整備するということで、産業団地はかなり今回人気があつてほぼ埋まってしまうという状況なので、まあオープンスペースを確保しようというような事で、計画してます。それと、今後はそのこのエリアの北側と南側を公園ということで、都市公園ということで計画しておりますので、そこを繋いでいくエリアと言うような事で考えておりますので、また役場のことについては、別途ですねあの議会の方々のご意見を聞いていく形を整えていきたいというふうに考えております。

■金崎委員

はい。そのように是非して頂きたい。まあ残せ残せいろんな大槌町以外の人達が来て実際動いてから署名運動までしました。それはそれで立派だと思います。でもその中でもね、将来を見込んだとき中学生の子供に言われたんですよ。私たちに将来金がかかるものを残してほしくないと。私はそれは賢明な考えだと思いますよ。私もそれが必然的な事だと思いますし、大槌町の人口を見据えた時にやっぱりそういう金のかかるものは残していただきたくないと私は思います。議会は議会でそのように判断しました。これは確かに緑地ということで、そのことはまだ理解できますので、次にそれを踏まえてから役場をどうするっていうのを中の方ではそうなってますから、ちゃんと考えてから検討員会を開いていただきたいと思います。その時はあの是非あの役所の方だけでなく、賛成者も入れてもいいだろうし残すなって人も入れていいだろうし、いろんな形でそれはきっちと考えは決めて頂きたい。以上です。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

■後藤委員

はい。

■岩間委員

はい。後藤委員。

■後藤委員

あの那須さん。今解体やってるよね。数千万もかけてね。町長は玄関の一部を残したいという話と今の話、全然噛み合わないよね。今の説明と噛み合わないよね。何年残すのあの玄関前を解体して。何年残すつもり。

■大水副町長

具体的に検討の場を設けて、その考えていきたいと思いますということで、今の時点で何年残すとかいうのは決まってないです。

■後藤委員

うん。だから今の説明とね将来的なね。私は今の将来的な話は立派だと思うんです。グラウンドなんか作るわけだから。緑地帯というのは大いに賛成です。緑地帯と今のやっ  
てることとね、おかしいと思います。だからね悪いけどもね今のワークショップだなんだ  
かんだで出席した人を私はメモしてるんですけどね、みんなあきれてんですよ。全然  
住民の声をどう考えてんのかって、私が代弁して言いますけども。やっぱり理想は理想  
にしてね。やっぱり一日も早くやっぱり住めるようにね町を作ってもらいたいと思うん  
です。高齢化もわかるでしょ。どれほど仮設住宅の老人たちがね苦しんでるかというこ  
ともね。理解されてると思うんです。そのため一刻も早くあの住宅再建できるよう頑張  
っていただきたいなとそういうふうと思うんですけども。ちょっとその緑地と今のね一  
部残すというのをね、やっぱり早くパットやんないとね。

■岩間会長

あの後藤委員。事務局なんかございます。

■青木課長

まあ緑地の部分については保存とするかどうかは、もしあれを解体するのであれば緑  
地としても保存するあるいは解体しても緑地として整備しようということで、それにつ  
いてはまだ結論が出ないということなので、将来的には緑地として整備するというこ  
とで、今回エリアを決めさせていただきたいということでございまして、委員がご質問あ  
ったようなことについては今後検討すると聞いておりますので、それは結論出た段階で  
すぐそういう形をした整理をしていこうと思っておりますので、エリアだけを先に今回、先に決  
めさせて頂くということでございますので。

■後藤議員

じゃあ、もう一つだけ。

関連してですね、こないだあの納骨慰霊場ということでね、中央公民館の一部が提案さ  
れたんですよ議会に。ようするに結論が出ないでね、あるいは今の役場の場所うんぬん  
とありましたけどね。そういうこと等も含めてね、やっぱり何ていうの方向性をしっかりし  
てもらいたいなと。要望です。

■岩間会長

はい。わかりました。あと皆さんからありますか。

■岩崎委員

はい。10 ページのこの御社地エリア公益的施設っていうのが、これがあの特定業務施設に変更するということなんです、そうするとこれが特定業務施設ここがあの震災前、事業していた方が再建するためにこういうところを利用させてもらうんですけど。この赤いエリア公益的施設ってところにも将来的には再建する人達が申し込めば、それはいいってことになりますか。

■大水副町長

はい。

■岩間会長

はい。

■大水副町長

ここのエリアについてはですね、まちづくり会社にですね中心市街地の活性化計画というような検討調査を委託しておりまして、7月で概ねまとまってきたものをですね報告書として出してもらうことになっています。その内容をもとに図書館やふれあいセンター等、公益施設と併せて商業施設を立地させるというようなたたき台を作っておりまして、今後それは議会や議員の方々に説明していくというような段取りをしていこうかなと言うふうに思っております。商業施設については、できるだけ再建したい方、末広町商店街の方々なんかは自分で土地を持っているので、そこで家建ててもらって再建したいという意向が多いんですけども、できるだけテナントとして入りたいというような方もいらっしゃる、そういった方々に対して施設を作って、被災した事業者に戻ってきてもらうというようなことを現在考えております。具体的な計画については、今後議会に説明していければなと思っております。

■岩間会長

よろしいですか。

■岩崎委員

はい。

■菊池委員

じゃあいいですか。

■岩間会長

はい。

■菊池委員

この産業エリアですね。この集積エリアの土地利用の見直しを実施すると。ということなんですが、まあ一回募集は終わってるわけですね。また今回、今の説明ですともう一回募集をするんだと、あのするのはいいんですが、ここにですね、ただ事業者であって倉庫とか物置をするために、土地確保する可能性がある人がいる。そういうのはやっぱ役場でもちゃんと吟味してもらわないと、ここは事業用地ですから、産業用地ですからね、今の仮設みたいなんかと同じで倉庫とかにして置くってことがないようにやはり一つ注意して頂きたい。そういうふうに思います。

それからもう一つ。この緑地役場のここ全部確保しましたか。町の方で土地は。できてませんか。

■青木課長

まだ、全部は確保しておりません。そういう意味では、今回都市計画決定で確保するような事業認可を得れば、予算つきますので確保に向けて動くためにも都市計画決定したいということで、議案として提示させていただきました。

■岩間会長

ということなんです。

■菊池委員

はい。わかりました。

■金崎委員

この公益的施設のところで、図書館の話ありましたよね。この図書課とかはもう青写真とはできてんの。まあ別の問題だけでもさ。

■大水副町長

そこは生涯学習課を中心に計画しておりまして、だいたい10月ぐらいを目途に基本計画を作りましょうと言うことで作業を進めております。

■金崎委員

大槌にいろんなところから、支援の方々が来て寄付金とかも来てるんだけど、そういう人たちの中で図書館の中に食堂まで考えてる人もいるんですけど、何考えてるんですかねっていう話をされたんですよ。是非そういうことの無いように、食堂は商店街で。なんかそういう構想で動いてるそうです。まずそういうような話で。

■大水副町長

あのふれあいセンターとかあるいは共同スペース部分があるので、そういったところで併せて考えていければと思います。

■岩間会長

あと、その他ありませんか。

■菊池委員

ついでにいいかな。あの私、末広町商店街で商売してたんですけど、実は今日ワークショップで言おうと思ってたんですけど、商店街の通りにはですね、民家も点在はしておりましたので、昔はみなさんご商売なさっていたのが、やはり時代の流れで一件やめ二件やめと、そりゃ土地は残っているわけですからその場に住んでるわけですよ。ある方から、換地についての問い合わせが私のところに来て、まあ個別できたという事で、そういう方々をですね仮にですよ、そこからどいてもらったとしてもどういう位置に行くのかっていうのが一番みんな心配なんですよ。住民の方々は、私たちはとりあえず土地があって、そこでまた商売やろうと思ってるんですが、そうじゃない人たちが町の方で集積するってことで、まああの商店街を形成する意味で商売のところを並べてくんだと思うんですけど、そうすると当然、民家の人たちがどかなきゃいけないってことで心配してるんです。そういう点についてはやはり、無理してどかさなきゃなく、なにかこう配慮して頂きたいなとそういうふうには思っております。

■岩間会長

意見でいいですね。

■菊池委員

はい。意見です。

■岩崎委員

もう一ついいですか。

■岩間会長

はいどうぞ。

■岩崎委員

14 ページの上の方の図なんです、運動施設と書いております。それ以前の図面には公園って書いてありますね。これは施設を何か作るのか。この図面だけです運動施設と書いてあるのは、あとはみんな公園の予定なんです、どっちが本当なんですか。

■宋野班長

これはデザイン会議でのイメージ図なんで、別にスポーツ施設をつくるというわけではないです。

■岩崎委員

公園でことで考えてていいんですか。

■青木課長

一応公園という事で予定はしてますけども、このデザインノートで言いますとデザイン会議の中で、まあ例えばこういうところに体育館だとかあるいはホールだとかそういった運動施設が出来ればいいねという事で、そういったイメージ図ということでこういう案が出てきてますので、具体的に公園としてどういったものをつくるかっていうのはこれからという事で。

■岩崎委員

公園と運動施設は全然ものが違うからね。

■青木課長

これはいわゆる皆さんがこんなの出来たらいいねという事の案として絵になってることで、具体的に公園としてどうするかってことが決まっているものではありません。

■岩間会長

よろしいですか。岩崎委員。

■岩崎委員

うん。なんかこう産業集積地と併せて旧役場の所と、いままでもここの隣が運動施設の所が公園と消えてましたんで。ここに新たな形で運動施設と出てきたんでね、はてこれは何か別の計画を持ってきたのかなと思ひまして。しっかりして置かなければそのたびそのたび変わるようではうまくないんでね。

■後藤委員

よろしいですか。

■岩間会長

はい。

■後藤委員

あのスポーツ施設なんで関連して。本格的な施設を栄町に作るんでしょ。グラウンド。

■青木課長

栄町は今回はまだあの公園として具体的な検討を今してるところでございまして、栄町には今回まあちょっとその仮設グラウンドという事で、仮設のグラウンドとしてサッカー場ですとか野球場とかそういったものを作ろうかという事で計画しております。

■後藤委員

そうすれば病院の方はどうなるんですか。今更なんですが。仮設グラウンドは。

■青木課長

今はまああそことあそこで野球場とテニスコートが出来ておりますけども、まああれだけでは足りないという事で聞いてますので、それからまあ今後大槌高校のところのグラウンドに小中一貫校が建設されますと、大槌高校の運動関係もあそこですする必要がありますので、そうしますとそれ以外の小中校ですとか他の人のスポーツ施設が足りなくなってくるという事で、栄町に一応今回、さらに仮設グラウンドを整備するという事で計画しております。

■後藤委員

私は40年間スポーツに携わってきましたけど。施設ばっか作ってもね、とても人が減ってくのにね。その辺もう並行して将来の見通しの立ったやはり計画をたててもらいたいと思います。もう半分になるっていつてるでしょ人口が。へたすつと大槌なんか無くなってしまうかもしれない。やはり将来の見通しの立った計画をねお願いしたいなと

思います。そういうことで宜しくお願いします。

■岩間会長

はい。

■岩崎委員

すいません一つ追加でいいですか。

■岩間会長

はい。

■岩崎委員

特定産業地域まあここはどちらかと言えば、考え方とすれば、万が一津波で水が入ったり、ここがため池になるんだよとここに水が集まるんだよと考え方だと思うんです。でもこれをそのままほっとくのはもったいないから、なんかに使えないかってことで、こういう産業地域になったと思うんですが、ここに来る人たちはみんな心配しながら、建てると思うんですが、もう一回くらいは水に浸かってしまうんでね。そういう中で菊池会長の今言ったように、だからと言って倉庫とか資材置き場とかに使ってしまえば、これはなんか街並みをうまく形成できないなと思っております。

それともう一つは、防波堤が何年にできるのかしかりそれもしてないんですが、その間にまず小さな津波でも来て水が入ってしまえば、せっかく新しく建てたものが使えなくなると、まあそういうところに補償が出てくるのか出てこないのかと言うところもあります。おそらくこの特定産業地域に再建する人たちはそういうのを心配しながら今も迷ってると思いますよ。その辺のところはね、本当に産業エリアにするのか資材置き場にするかってそう言うところをしっかりと考えていった方がいいんじゃないかと思っています。

■岩間会長

意見という事でよろしいですか。

■岩崎委員

はい。

■岩間会長

はい。その他ありませんか。

じゃあ私から、一つ気になったことがあって、役場エリアの所なんですけども、旧役場を残すか残さないかってことは重要な問題なんですけど、容積率 400 パーセント建蔽率 80 パーセントとは何か意味があるんでしょうか。

■青木課長

はい。それは現在用途地域が 80 と 400 という事なので、まだあの将来的にどうするかってことが、先程申しましたように緑地としてどんなものを整備するかってことが決まっておりますので、とりあえず今の用途地域をそのまま使ったという事であります。

■岩間会長

はい。わかりました。それではその他ご意見ご質問はございますか。

はい。その他に意見等無いようですので、これで審議を終わらせたいと思います。それでは議案第 2 号一団地の津波防災拠点市街地形成施設町方地区の変更については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

それでは、続きまして議案第 3 号の審議にうつりたいと思います。事務局の方から説明をお願いします。

■宮本推進役

それでは議案第 3 号につきまして、ご説明申し上げます。私、復興推進課宮本でございます。

皆様には、配布した資料と同じものをこちらの方のプロジェクターで説明します。

ご説明致します都市計画の内容は、赤浜地区の用途地域の変更でございます。

なお、赤浜の用途地域の変更に伴いまして、県の方で建築基準法 22 条の区域指定も同時になされるという予定になっております。

都市計画決定の経緯それから流れでございます。

平成 25 年の 3 月に赤浜地区の土地区画整理事業が事業認可されまして、今年 2 月にこの土地区画整理事業の区域拡大の都市計画決定がされております。

これを受けてまして、区域拡大された部分につきましての用途地域の変更案を、6月6日に説明会を行いまして、6月12日から26日まで縦覧を行いましたところ、意見書はございませんでした。

本日、審議を経まして、都市計画決定したいと考えています。

赤浜地区の用途地域の変更は、先程申しましたように土地区画整理事業におきまして、施行区域内の宅地面積の確保を図るため、一部を拡大する都市計画の変更が行われまして、今回、この拡大範囲についての用途変更を行おうというものでございます。

その範囲でございますが、現在、用途地域がこの部分につきましては指定されておられません。白地という区域でございます。

これを区画整理事業区域内と同様の第1種住居地域に変更しようというものでございます。

現在は、用途地域が無指定で建ぺい70%容積率200%でございますが、第1種住居地域、建ぺい60%容積率200%に変更になります。

この第1種住居地域でございますけれども、住環境を守るための地域の用途区分でございます。床面積が3,000㎡までの店舗あるいは事務所などの建築が可能な用途地域でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。ただいま議案第3号の説明でございました。

ご意見ご質問等ございましたら宜しくお願いします。

■金崎委員

この位置は、赤浜で造成して都市計画の道路がコース変わりましたよね。最初はバスセンターの方にまっすぐだったけども、三日月山に折れるルートになりましたよね。そうだね。

■青木課長

現在の県道はそのまま拡幅するという事と、改めてちょうど区域を拡大するところの右手の所に防集団地を整備しますのです。

■金崎委員

その県道は県道だけでも、根元のところにそういう地域を作るってこと。ちょっとわかりにくいから、多分そうじゃないかなと思って聞いたんだけど。

■青木課長

申し訳ございません。赤浜の図面を準備してなくて、赤浜の防集団地が横にできます。その下の方にも防集団地をつくりますので、その横に道路ができるような計画にはなってますので。

■金崎委員

たぶんね、盛土してかさ上げなって上の方に行くんだけど、そこからこの山にぐっと新しい道路が延びたんだよね、変更なってさ。多分この先につくんのかなって思って聞いたんだけど。

■岩間会長

区画整理の区域内で白地というのはちょっとまずいと。そういうことで、ここのエリアの用途地域を白地から第1種住居地域にしますよと、そうするとこれからいろんな施設がたつと白地だといろんなものがたちますので。

■金崎委員

はい。わかりました。

■岩間会長

それじゃあこの件についてよろしいですか。

それでは議案第3号用途地域（赤浜地区）の変更については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

つづきまして第4号の審議にうつります。第4号は第5号と関連しますので、第4号第5号と一括して事務局の方から説明を頂きます。宜しくお願いします。

■宮本推進役

それでは議案第4号と議案第5号につきましてご説明申し上げます。ご説明する都市計画の内容でございますけれども、町方津波復興拠点地区地区計画と安渡津波復興拠点地区地区計画でございます。

こちらにつきましては、町方安渡地区の一団の津波防災拠点市街地形成施設がそれぞれ

都市計画決定されました、今年3月にそれぞれの当該区域につきましては用途地域の変更が行われております。

これを受けまして、今般、地区計画の素案を作成し、6月6日に説明会を行いまして、それから都市計画の手続条例に基づきまして、素案を6月12日から26日まで縦覧を致しました、それに対します意見書の提出期間は7月4日まで設けておりまして、今般、意見書の提出はございませんでした。そこで改めてまして、案を策定致しまして7月11日から24日まで縦覧を行いました、こちらにつきましても意見書の提出はございませんでした。

この経過を踏まえまして、本日、審議を経まして、都市計画決定したいと考えています。

この地区計画でございますけれども都市計画法12条の5に基づくものでございますが、若干、ご説明申し上げます。地区計画というのは、対象区域の特性に相応しい、よりきめ細かなルールを定めてまちづくりを進める手法ということでございます。

地区内の道路や公園等を「地区施設」と位置付けることで、必要な公共空間が確保できるとか、あるいは「建築物等に関する事項」ということで、建築物の用途や色彩などを定めて、良好な環境や美しい街並みなどを守る、または誘導することができるというような手法でございます。

その内容につきましては、地区方針でまちづくりの目標を示して、地区整備計画で具体的にルールを定める構成となっております。地区計画は、県内で、現在58地区が定められているという状況でございます。

まず、最初に町方津波復興拠点地区地区計画でございます。

地区計画区域は、町方津波復興拠点地区の約3haを対象としています。

こちらの用途地域は、準工業地域となっております。

地区計画の目標は、津波復興拠点整備事業の事業効果を維持増進させていくとともに、適切かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みを形成し、安全安心な市街地の形成を図ることです。

具体的な内容でございますが、建築物等の用途の制限と致しまして、キャバレーやナイトクラブ、個室浴場などのほか、床面積1万㎡を超える大規模な店舗等、畜舎、産廃処理施設を規制します。

また、建築物の屋根や外壁の色彩は、原色を避け、落ち着いた色調とし、周辺の環境と調和したものとする。地盤面の高さについては、造成工事での高さを維持することです。

次に、安渡津波復興拠点地区地区計画でございます。

この区域につきましては、安渡津波復興拠点地区の都市計画決定されております約17.5haを対象としておりまして、それを防潮堤の海側と山側にわけて、この濃い赤色の部分が山側でございましてこちらB、それから薄いブルーが海側でA、で二つのAB区域に区分してございます。

まず用途地域でございますが、A 区分 B 区分両方ともですね用途地域は、準工業地域でございます。

次に地区計画の目標ですが、基本的に目標につきましては先程ご説明致しました、町方と同様でございます。

具体的な地区整備計画でございますが、建築物等の用途の制限につきまして、防潮堤の海側の部分につきまして、居住の用途の住宅系につきまして、整備をするという事でございます。これは災害危険区域に防潮堤の外側につきましてはかかっておりませんので住宅系の用途を規制しようという内容でございます。

防潮堤の山側については、こちらにつきましては町方の内容と同様です。

また、建築物の屋根や外壁の色彩及び地盤の高さについても町方と同様です。

以上で議案第 4 号と第 5 号の説明を終わります。

#### ■岩間会長

はい。ありがとうございます。それでは議案第 4 号第 5 号について、質問ご意見等ございますか。地区計画ってあまり聞きなれない言葉なんですけど、先程、菊池委員が言った倉庫とかまずいよねって言うのを規制するものになります。また、岩崎委員の言った津波の心配あるよねって言う事に対して、こういったエリアの盛土はしちゃだめよと言ったものを地区計画の中で規制し、まちづくりの中でルール決めましょうねと言うようなことです。ということで、なにかご意見ご質問ございますか。

わたしから一つ聞きたいんですけども、この現地盤を維持することによって盛土の制限することについて、なにか意見はございませんでしたか。

例えば 10 年たったり 20 年たっただして、ちょっと盛りたいな隣より高くしたいなと、そういうのがあってどんどんどんどんどん、まあ 50 年 100 年このままの地区計画ではないと思うんですけども、いろんな防災計画等と関連しながらこういうところの変更は考えていくんですか。

なかなか難しいと思うんですけどね。盛土するなよと言う地区計画は。非常にそこに住む人にとって、ちょっとでも安全な土地が欲しいもんだから、その辺ちょっと今後どういう問題が考えられるか。

#### ■菊池委員

ちょっとわからないと言うか、仮に土地は安渡とか規制がものすごく厳しいと建てることに対して、その代わりと言ってはなんだが、町方の方でね例えば住宅地に、大ケロとか桜木町の規制を緩和できないもんかね。今、現在やっちゃいけないのあんでしょ商売とかあるわけだから、それをちょっと考えてほしいなと。

■大水副町長

それについては、この後にですね都市マスタープランが案としてありますので、その中で今検討状況がありますので、その辺で説明させて頂ければと思っております。

■菊池委員

はい。わかりました。

■岩間会長

なかなか意見聞いても難しいと思うんですけど、これ必ずしも一生このままと言うわけではございませんので。

ということでよろしいですか。それでは他に意見がないようなので、審議を終わらせていただきます。

それでは議案第4号町方津波復興拠点地区地区計画の及び議案第5号安渡津波復興拠点地区地区計の決定については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

つづきまして最後の審議に入りたいと思います。

議案第6号大槌町都市計画マスタープラン（案）について事務局説明をお願いします。

■宮本推進役

それでは続きまして、議案第6号についてご説明いたしますが、これについてはお手元の資料でご説明させていただきます。

まず、策定の経緯をご覧頂きたいと思います。この都市計画マスタープランは、5月28日に都市計画審議会におきまして素案という事をご説明させて頂きました。それに先立ちまして4月に住民説明会、それから5月に全員協議会、6月の1か月パブリックコメントの機会においていろんなご意見を頂き、これを踏まえまして、素案を一部修正し、本日案を作成したところでございます。

それでは、次のA3横の資料をご覧頂きたいと思います。ご意見並びに、その対応の考えと修正案をご説明致します。なお、意見は表に整理致しましたが、住民説明会など、頂いた機会を整理番号の最初に1から4で示しております。

では、本編の構成に沿ってですね該当する箇所ごとに、そのご意見についてご説明申し上げます。

まず、マスタープラン全体につきまして、総花的でポイントが分かりにくいというご意見ですが、第4章のですね将来都市構造でそれを決定する主要な取組の方針で、重点的に推進する取組を示してございます。

次に第3章まちづくりの目標の関係でございますが、「住民に定着してもらうため、仕事の確保や子育て基盤の充実などの施策を盛り込む必要がある」。また、「町民の生活の再建や住みやすいまちの復興という課題に対する本計画は、人口減少や産業縮小の加速が懸念される」というご意見がございました。

これにつきましては、土地利用の方針や都市施設の方針などに含まれているかと考えてございます。

次に、第4章将来都市構造の関係でございます。

「浸水しないという表現は誤解を生む」じゃないかという指摘がありました。

これにつきましては、本編12ページの文言の修正させていただきます。また、「O字型あるいはX字型の道路交通ネットワークに、バスの巡回」という提案がありましたが、これにつきまして本編13ページの外出しやすい道路交通網の整備、こういったところに含まれているかと思われます。

第5章まちづくりの方針の土地利用方針についてですが、「沢山地区を工業地に転換してはどうか」という提案がございました。こちらにつきましては、既に圃場整備の事業化が進んでいる状況でございます。

都市施設整備の方針に関しまして、「町民の健康増進を図る目的で、ウォーキングコースの設置」の提案がございました。歩行者自転車ネットワークについて記載されております23ページの所にこう言った内容につきまして追加したいと思います。また、「公園は多く作らなくてもいいのではないか」というご意見がございましたが、町民の方々から避難の目印となる公園がほしいという意見もありますので、必要な公園の整備をしていきます。そして、「防火用の水路の整備」の要望がありましたが、都市計画マスタープランにつきましては都市計画の基本的な方針を定めるもので、具体的な事業につきまして計画されるものと考えております。

都市環境形成の方針においては、防潮堤、避難誘導、避難場所等、防災に関するご意見がございましたが、防潮堤とともに嵩上げや高台移転、避難路・避難地の整備による安全な生活の場の確保、災害に強い都市基盤の整備などを掲げております。また、「雨水対策の追加」のご意見があり、29ページに追加しました。それから「大槌の特徴である井戸や歴史的な街並み、歴史を踏まえた計画など」のご意見があり、こう言ったご意見につきましては32ページの所に追加しました。なお、「防潮堤工事にあたって生態系への配慮」の意見については、具体的な事業において計画されるものと考えてございます。

第6章の地域別構想におきまして、「寺野地域というより臼澤地域が妥当」との指摘がございまして、ここは地域の名称を修正致しました。それから「避難所への工事用道路の活用とか、あるいは浪板地域の浜辺の再生あるいは交通車両の交通安全対策など」の意見

がございました。これらにつきましてもですね、個別事業における対応と言うふうに考えております。

最後に、「忘れない3.11事業」についての質問がありましたが、これにつきましては復興計画に基づいて実施されるという事でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上の修正箇所を概要版と本編に反映したところです。

以上で議案第6号の説明を終わらせて頂きます。

■岩間会長

はい。ありがとうございました。それでは審議に入りたいと思います。

それではなんか、皆さんからご意見ご質問等ございますか。

■後藤委員

じゃあ。

■岩間会長

はい。後藤委員。

■後藤委員

今後の事なんですけどもね、これは計画としていろいろ進める上で、いろんな支障があったり、いろんな問題が生じてくると思うんですね。法的な事はあれなんですけど、都市計画マスタープランと言うのは、見直しは何回でもいいんですか。

■宮本推進役

この見直しにつきましてはですね、まず概要版の所の最初の所を書いてあるんですが、計画年次は概ね20年後の平成45年なんですけど、このマスタープランのですね、言ってみれば上位に当たります、復興計画こちらの方が平成30年度と言うふうにしておりますので、平成30年度に中間の見直し、マスタープランの中間の見直しを想定しております。

■後藤委員

そうですか。さっき県内に50数か所とありましたけどね、5年に1回見直したいなという事も書いてあったもんですから、あの見直しの回数が限られてるわけではないんですね。

■大水副町長

決まりはないです。多くの自治体で5年に1度くらい用途地域の見直しをすると、それに併せてマスタープランの見直しをするのが一般的かなと思います。

■後藤委員

私たち議員であると同時にですね、やっぱり地域住民ですから、いろいろ要望されたことをですね、少しでも反映させていただきたいなと。

将来ね、消える街にならないためにも、やはり歴史ありますからここはね、何が何でも頑張っただけですね、大槌を存続させていかなければならないと思ってますんでね、やっぱりこう少しでも住民に応えるようにね、まちづくりをお願いしたいと、これからもいろいろと意見を出したり要望していきたいと思ってます。宜しくお願いします。

■岩間会長

はい。どうも。その他。

はい。金崎委員。

■金崎委員

第5章の2の3、土地利用の方針のところに、結局がれき処理やってる時点でもお願いしたわけさ。やっぱり同じ考えを持ってるのは一人だけじゃないわけさ。確かに誘致企業を誘致しろと誘致しろと、まあ我々も同じ部類だけでも、ところがこの加工業の誘致企業だけ来ても、今のそういうような状態で、せっかくよその町から誘致企業が来ても、働く女性がいないと、女性がいなくて他に今度は男がいなくて。働き場所がないんですよ。確かに誘致企業の中には、男子社員が入ると思いますけども、例えば工業みたいな仕事がないから、一家の大黒柱ですから。大槌町は女性が養うのか、そうじゃないと男子の働き手がなければ、やっぱり女性がついてこない。子供を育てながら、結局、将来の構想を考えて大学にやるとか奥さんと相談しながらなんですけど、パートのお金じゃ飯食えないから、男の働き場所がなければならぬんですよ。こういう大槌町の町の中では、役所とか銀行員とか営林署とか郵便局とか限られた職場は確かに手間は高いけども、あとは給料安いんですよ。まがりなりにもそれで生活するためには、やっぱり男子向けの企業持ってこないとどんどんどんどん落ちる一方なんです。釜石市の新日鉄がそうであるように10万人の町が5万人になって、大槌の多いときは2万3千。やはりね男の働き手を作らない限りはね、もう目に見えて落ち込んでいくんですよ。街並みが出来た、安渡もできた、防集もなってもできたというものの、結局、税金納める人が居なくなるわけですよ。人が減ってるからね。面積が小さい町。税収は上がらない。国からの交付金も少なくなれば、どんどんどんどん縮小してくわけだ。縮小してくから我々は、余計なものはいらなくて言うけども。とにかく男の働き場を作ないと、体育館つくりますとか言っても使う人が居なくなってしまうもの。

せめて男の働き場を作らないと、その町はやってけないと思いますよ。その件でどう思いますか。

■宮本推進役

都市計画マスタープランにおいてですね、都市計画の基本的な方針という事でございますので、まず第5章のところのまちづくりの方針と言うところの一つ目には、土地利用の方針という事で、今委員の方でおっしゃった産業系の用地、あるいは商業系の用地ですが、そういった事につきましては、例えば安渡のところでは水産加工業の立地を進められるような、産業系の用地という事で土地利用を位置づけますとかですね、あるいは抽象的な観点では三陸縦貫道の開設を見据えた中で、今後そういったものを誘導してく土地の有効活用を検討していくというような事で、土地利用の方針を定めたり、これを今度は都市基盤という事で道路のネットワークを強化するという事での整備方針を掲げております。ですから、ご意見の趣旨はそういった土地利用の基盤という事を踏まえて、いろんな形の誘致の話だと思いますが、それにつきましては産業振興部局の方とですね連携を図ってという事だと思います。

■金崎委員

言ってるのはそのとおりさ、素案だしこれはあたりまえの話だ。説明もわかります。でもね、それは当然我々は都市計画の産業地域をマスタープランでこういうことやりますよと、そういうことはわかんのさ。だから産業振興の問題だという事もわかるけども、皆でそれを一致団結してこの町を存続させるために、どういふのが必要なのか、課は別々にはなってるけども皆で意見をぶつかり合わせて、産業振興部の尻を叩いて、我々も応援するから、ここの町の為にはこういう仕事を持ってきた方がいいんじゃないかと、課は違ってもね垣根を飛び越えて意見をぶつかり合わながら、町の将来についてやって頂きたい。私たちも言うけども、職員の方からのどんどんどん上の方に言いながら、やって頂きたい。それだけです。

■岩間会長

はい。意見という事でよろしいですか。

■金崎委員

はい。

■岩間会長

その他ご意見ございますか。

はい。それでは都市マスタープランについては、我々町民一人ひとりがやって行かなけ

ればならないと思いますので、宜しくお願い致します。

それでは意見がないようですので、議案第6号大槌町都市計画マスタープラン（案）については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

■委員

異議なし。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。異議なしという事でございます。

それでは次第5のその他にうつりたいと思います。その他なにか事務局の方から連絡ございましたら宜しくお願い致します。

■松橋

はい。事務局から一点連絡します。第3回の都市計画審議会ですが、来月上旬を予定しております。詳細な日程等につきましては改めてご連絡差し上げたいと思いますので、宜しくお願い致します。以上です。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

それでは本日はこれで終了したいと思います。本当に今年はエルニーニョ現象で涼しいと思ったら結構沿岸地区は暖かいので事務局の方々は健康に注意しながら、頑張ってくださいと思います。今日はありがとうございました。

■松橋

岩間会長、委員の皆さま、長時間にわたりありがとうございました。本日、委員の皆さまから出されました貴重なご意見等につきましては、十分、調査・検討いたしまして、町民の皆さま方が一日も早く再建できるように、事業を進めて参りたいと考えております。

それでは、これをもちまして平成26年度第2回大槌町都市計画審議会を終わります。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

11：39 終了